平成２１年（フ）第６７１号
新潟市中央区鳥屋野２丁目11番16号　古木工業ビル606号
債務者　廣田　浩二
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　弘之
4　破産債権の届出期間　平成22年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月25日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２３号
神戸市西区玉津町高津橋630番地の３あさだ荘101号
債務者　髙谷　直秀
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷部信一
4　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月２日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４３４号
神戸市西区伊川谷町潤和1800番地の46
債務者　大貫　雄一
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幸寺　　覚
4　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月16日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４３５号
神戸市西区伊川谷町潤和1800番地の46
債務者　大貫　弘江
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幸寺　　覚
4　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月16日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第５５号
宮城県登米市迫町佐沼字北散田145番地２
債務者　行場いち子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月９日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第３４３号
埼玉県坂戸市東坂戸２丁目28番204号、破産申立時の住所埼玉県大里郡寄居町大字富田3869番地14
債務者　楢木　　悟
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小鮒　成忠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第９９号
山形県鶴岡市美咲町11番１号
債務者　株式会社佐藤紙器
代表者代表取締役　佐藤　次夫
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所鶴岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２５３号
群馬県邑楽郡千代田町大字福島624番地
債務者　細川　常雄
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２５４号
群馬県太田市新田大根町280番地６
債務者　金谷　貞治
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２５５号
群馬県太田市新井町245番地２　星野住宅東７号
債務者　徳岡　靖紀
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２５６号
群馬県邑楽郡大泉町大字吉田1043番地の６
債務者　平山　好雄
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２５７号
群馬県太田市岩瀬川町452番地８
債務者　太田健二こと　オオタ　ロニー　ケンジ
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２４５号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸207番地
債務者　粟野　辰実
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第６５５号
新潟市中央区東湊町通２ノ町2577番地１　マンション豊照305号、前住所新潟市中央区営所通２番町713番地　笠井花屋方
債務者　神田　春美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
新潟地方裁判所民事部